別添2－2

七宗町下水道事業経営戦略

団　　体　　名　：　岐阜県　七宗町

事　　業　　名　：　個別排水処理事業

策　　定　　日　：　平成　29　年　3　月

計　画　期　間　：　平成　28　年度　～　平成　38　年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供用開始年度 （供用開始後年数）	平成13年度 （15年）	法適（全部適用・一部適用） 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	31,300.00（人／km2）	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	8処理区（神渕処理区、室兼処理区、川並処理区、麻生処理区、小穴処理区、大穴処理区、勝処理区、葉津処理区）		
処理場数			
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	本町では、個別排水処理事業のほか、農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業を行っている。それぞれに複数の処理区があるが、点在する集落単位の処理区となっており、現在、広域化、共同化、施設統廃合等最適化の実施はない。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本汚水量　10m3まで　基本使用料　1,600円 超過汚水量　1m3につき　超過使用料　180円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本汚水量　10m3まで　基本使用料　1,600円 超過汚水量　1m3につき　超過使用料　180円				
その他の使用料体系の 概要・考え方	基本汚水量　10m3まで　基本使用料　1,600円 超過汚水量　1m3につき　超過使用料　180円				
条例上の使用料*2 （20㎥あたり） ※過去3年度分を記載	平成27年度	3,400　円	実質的な使用料*3 （20㎥あたり） ※過去3年度分を記載	平成27年度	3,580　円
	平成26年度	3,400　円		平成26年度	3,560　円
	平成25年度	3,100　円		平成25年度	3,240　円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎥あたりの使用料をいう。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎥を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組 織

職　員　数	水道課職員は、平成28年度現在、6人、うち、課長1人、水道係3人、下水道係2人となっている。
事業運営組織	水道課は、水道係、下水道係より構成され、下水道係で農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業、個別排水処理事業の管理を行っている。

（2）民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	処理施設維持管理業務として、合併浄化槽の点検、管理を民間業者に委託している。
	イ 指定管理者制度	現在まで、指定管理者制度に関する取組は行われていない。
	ウ PPP・PFI	現在まで、PPP・PFIに関する取組は行われていない。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等） *4	現在まで、エネルギー利用に関する取組は行われていない。
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等） *5	現在まで、土地・施設利用に関する取組は行われていない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

（3）経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

2. 将来の事業環境

（1）水洗化人口の予測

・将来の行政区域内人口は平成27年度に策定された「七宗町人口ビジョン」の数値を用い、処理区域内人口を現況の行政区域内人口に対する処理区域内人口の割合で算出した。
・水洗化人口は、処理区域内人口に水洗化率を乗じて算出した。
・水洗化率は、処理区ごとに算出した。麻生地区以外の7地区は、整備事業が完了しており、現況(H27)の水洗化率で一定とした。合併浄化槽設置後、町への管理移管されていない世帯は、処理区域から除外する。7地区の水洗化率は、小穴地区、大穴地区、勝地区で100％、葉津地区、神渕地区、室兼地区、川並地区でそれぞれ75％、81.2％、57.8％、30.0％となる。現在整備中の麻生地区は、整備事業期間の平成41年度までに麻生地区人口の96％(個人管理35％を含む)の設置を目指すものとし、3.5％/年で上昇させる計画である。現況は、個人管理を除くと12.7％と低くなっており、目標年度(H38)で51.2％とする。個別排水処理事業全体での水洗化率は、現況(H27)から目標年度(H38)までの期間で、75.9％から86.1％まで上昇するものとする。本事業の処理区域内人口は、麻生地区において、接続人口のみを区域内人口に加算するため、水洗化率は高い値で推移する。
・行政区域内人口は、減少傾向であるが、処理区域内人口は、麻生地区の加算により、増加する。現況(H27)から目標年度(H38)までの期間で、921人から1,350人まで429人の増加となり、水洗化人口は、699人から1,163人と464人の増加となる。

（2）処理水量の予測

・処理水量(＝有収水量)は、水洗化人口に、一人一日汚水量(原単位)を乗じて算出する。汚水量の原単位は、年によりばらつきがあるため、過去5年間の実績値の平均とした。
・有収水量は、水洗化人口の増加により、現況(H27)から目標年度(H38)までに、165m3/日から271m3/日に増加する。

（3）経営状況の見通し

・将来の料金収入は、推計した有収水量に使用料単価を乗じて算出する。料金収入の見通しは、有収水量と同様の傾向を示し、増加傾向である。
・個別排水処理事業では、浄化槽の数が増えれば、管理委託費等の維持管理費も増加するため、費用については、処理水量に応じて変動することとなる。

経営比較分析表

岐阜県　七宗町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	個別排水処理	L3	
資金不足比率(%)	**自己資本構成比率(%)**	**普及率(%)**	**有収率(%)**	**1か月20m³当たり家庭料金(円)**
-	該当数値なし	22.40	100.00	3,400

人口（人）	面積(km²)	人口密度(人/km²)
4,246	90.47	46.93
処理区域内人口(人)	**処理区域面積(km²)**	**処理区域内人口密度(人/km²)**
939	0.03	31,300.00

グラフ凡例
- ■ 当該団体値（当該値）
- ー 類似団体平均値（平均値）
- 【】 平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

①収益的収支比率(%)

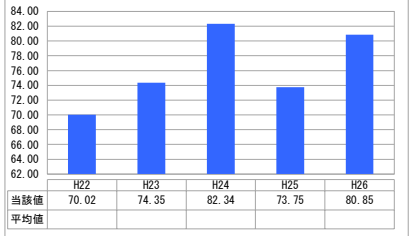

	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	70.02	74.35	82.34	73.75	80.85
平均値					

「単年度の収支」

②累積欠損金比率(%)

	H22	H23	H24	H25	H26
当該値					
平均値					

「累積欠損」

③流動比率(%)

	H22	H23	H24	H25	H26
当該値					
平均値					

「支払能力」

④企業債残高対事業規模比率(%)

【721.24】

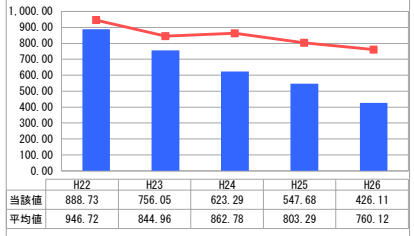

	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	888.73	756.05	623.29	547.68	426.11
平均値	946.72	844.96	862.78	803.29	760.12

「債務残高」

⑤経費回収率(%)

【52.31】

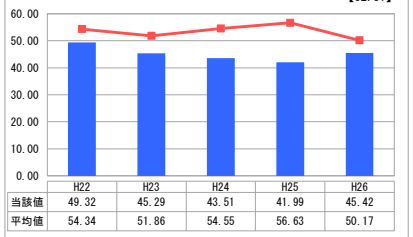

	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	49.32	45.29	43.51	41.99	45.42
平均値	54.34	51.86	54.55	56.63	50.17

「料金水準の適切性」

⑥汚水処理原価(円)

【293.69】

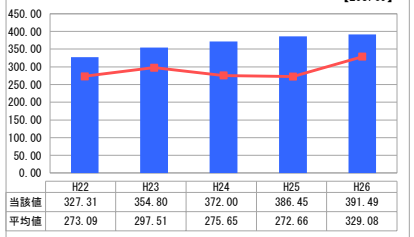

	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	327.31	354.80	372.00	386.45	391.49
平均値	273.09	297.51	275.65	272.66	329.08

「費用の効率性」

⑦施設利用率(%)

【52.19】

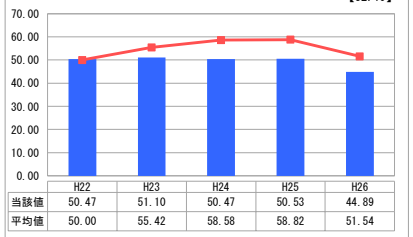

	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	50.47	51.10	50.47	50.53	44.89
平均値	50.00	55.42	58.58	58.82	51.54

「施設の効率性」

⑧水洗化率(%)

【80.29】

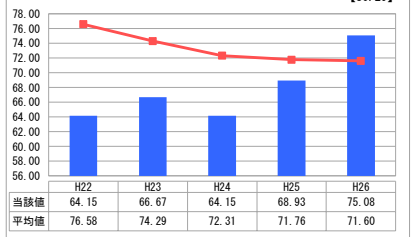

	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	64.15	66.67	64.15	68.93	75.08
平均値	76.58	74.29	72.31	71.76	71.60

「使用料対象の捕捉」

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)

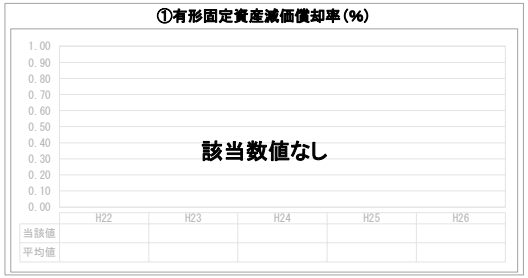

	H22	H23	H24	H25	H26
当該値					
平均値					

「施設全体の減価償却の状況」

②管渠老朽化率(%)

	H22	H23	H24	H25	H26
当該値					
平均値					

「管渠の経年化の状況」

③管渠改善率(%)

【-】

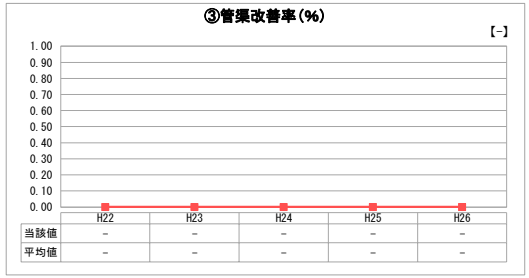

	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	-	-	-	-	-
平均値	-	-	-	-	-

「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

※　法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
※　平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

個別排水事業についての経営改善は少しずつではありますが成果を上げています。地域の特性で一軒あたりの家屋面積が大きく、設置する浄化槽の人槽が大きく維持管理費も高額となり汚水処理原価は高くなる傾向にあります。使用料については利用世帯人数の減少により減額傾向にあるとともに、高齢化世帯の未接続があり施設利用率や水洗化率が低い傾向にあります。

2. 老朽化の状況について

浄化槽付帯施設のブロワについては、将来更新時期が重なることが想定されるため、計画的な更新作業が行えるように調査し検討したい。

全体総括

個別排水事業の経営については、さらなる維持管理費用削減や、未接続世帯への接続促進など健全経営を目指します。

3. 経営の基本方針

七宗町第5次総合計画より
　　―基本構想―
　　まちづくり基本コンセプト　「住みたい　帰りたい　訪れたい　美しいまち　ひちそう」
　　（基本目標）自然と調和した快適でうるおいのある環境づくり
　　下水道の整備：全域的な整備を進めるとともに、環境保全の観点からも町民の意識啓発を図り、未接続家庭の解消に努め、
　　下水道の整備が困難な区域では、個別排水処理施設事業を推進します。

上記を踏まえ、

＜下水道の基本理念＞　快適な生活環境の確保と恵まれた自然環境の保全のために

・効率的な事業執行
　農業集落排水、小規模集合処理、個別排水処理の施設を適切に配置し、効率的な事業推進を図る。
　限られた財政の中、適正な事業計画と財政計画を基に経営を行い、業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組む。

・収入の確保と負担の適正化
　財政基盤強化のため、収入確保と一般会計の負担区分の適正化を図る。
　収入確保のため、確実に使用料を徴収するとともに、適正な料金の設定・改定を行う。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）　投資・財政計画（収支計画）：別　紙　の　と　お　り

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①　収支計画のうち投資についての説明

麻生処理区については、整備が進行中であるが、合併浄化槽の設置は一般会計からの補助金により設置されるため、事業費は発生しない。

現在、更新の必要な設備はないため、費用は見込まない。

②　収支計画のうち財源についての説明

使用料収入は、麻生地区の接続率の上昇により、処理水量も増加するため、増加する。

接続率、処理水量の増加に伴い、経費も増加するため、平成36年度に料金改定を予定しており、前回の改定と同様の10％の増加を見込んでいる。近年では平成26年度に水道及び下水道使用料金の改正で10％の値上げを行っており、10年後の改正を予定している。

繰入金は、公営企業の繰出し基準に基づいて算出する。

③　収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費は、職員数の変動はないため、過去3年間の平均値で一定とした。

動力費、修繕費、委託費等については、浄化槽1か所ごとに経費が発生するため、処理水量の増加に伴い、増加するものとした。

様式第2号（法非適用企業）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円，％）

区分			年度	平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収益的収支	収益的収入	1	総収益 (A)	25,439	25,348	31,325	30,615	31,440	31,959	32,621	33,686	34,415	35,428	36,363	37,324	38,233
		(1)	営業収益 (B)	10,827	10,787	11,417	12,148	12,880	13,535	14,221	14,846	15,487	16,081	18,302	18,923	19,510
			ア 料金収入	10,827	10,787	11,417	12,148	12,880	13,535	14,221	14,846	15,487	16,081	18,302	18,923	19,510
			イ 受託工事収益 (C)													
			ウ その他													
		(2)	営業外収益	14,612	14,561	19,908	18,467	18,560	18,424	18,400	18,840	18,928	19,347	18,061	18,401	18,723
			ア 他会計繰入金	14,612	14,561	19,908	18,467	18,560	18,424	18,400	18,840	18,928	19,347	18,061	18,401	18,723
			イ その他													
	収益的支出	2	総費用 (D)	22,441	24,931	23,656	24,802	25,962	27,000	28,096	29,092	30,115	31,060	31,927	32,818	33,655
		(1)	営業費用	2,407	3,502	22,229	23,476	24,722	25,839	27,008	28,073	29,164	30,177	31,112	32,073	32,982
			ア 職員給与費	2,310	3,380	2,776	2,776	2,776	2,776	2,776	2,776	2,776	2,776	2,776	2,776	2,776
			うち退職手当													
			イ その他	97	122	19,453	20,700	21,946	23,063	24,232	25,297	26,388	27,401	28,336	29,297	30,206
		(2)	営業外費用	20,034	21,429	1,427	1,326	1,240	1,161	1,088	1,019	951	883	815	745	673
			ア 支払利息	1,661	1,543	1,427	1,326	1,240	1,161	1,088	1,019	951	883	815	745	673
			うち一時借入金利息													
			イ その他	18,373	19,886											
	3	収支差引 (A)-(D) (E)		2,998	417	7,669	5,813	5,478	4,959	4,525	4,594	4,300	4,368	4,436	4,506	4,578
資本的収支	資本的収入	1	資本的収入 (F)	9,295	7,995											
		(1)	地方債													
			うち資本費平準化債													
		(2)	他会計補助金	9,295	7,995											
		(3)	他会計借入金													
		(4)	固定資産売却代金													
		(5)	国（都道府県）補助金													
		(6)	工事負担金													
		(7)	その他													
	資本的支出	2	資本的支出 (G)	9,801	10,286	7,669	5,813	5,478	4,959	4,525	4,594	4,300	4,368	4,436	4,506	4,578
		(1)	建設改良費	776	2,561	539	539	539	539	539	539	539	539	539	539	539
			うち職員給与費	408	650	539	539	539	539	539	539	539	539	539	539	539
		(2)	地方債償還金 (H)	9,025	7,725	7,130	5,274	4,939	4,420	3,986	4,055	3,761	3,829	3,897	3,967	4,039
		(3)	他会計長期借入金返還金													
		(4)	他会計への繰出金													
		(5)	その他													
	3	収支差引 (F)-(G) (I)		△ 506	△ 2,291	△ 7,669	△ 5,813	△ 5,478	△ 4,959	△ 4,525	△ 4,594	△ 4,300	△ 4,368	△ 4,436	△ 4,506	△ 4,578

個別

様式第2号（法非適用企業）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円，％）

区分＼年度			平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収支再差引	(E)+(I)	(J)	2,492	△ 1,874											
積立金		(K)													
前年度からの繰越金		(L)	1,522	4,014	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140
前年度繰上充用金		(M)													
形式収支	(J)−(K)+(L)−(M)	(N)	4,014	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)													
実質収支(N)−(O)	黒字	(P)	4,014	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140
	赤字	(Q)													
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)}\times 100$														
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)}\times 100$		81	78	102	102	102	102	102	102	102	102	102	101	101
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額		(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)−(C)	(S)	10,827	10,787	11,417	12,148	12,880	13,535	14,221	14,846	15,487	16,081	18,302	18,923	19,510
地方財政法による資金不足の比率	((R)/(S)×100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額		(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額		(U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模		(V)	10,212	10,827	10,787	11,417	12,148	12,880	13,535	14,221	14,846	15,487	16,081	18,302	18,923
健全化法第22条により算定した資金不足比率	((T)/(V)×100)														
他会計借入金残高		(W)													
地方債残高		(X)	90,122	82,397	75,267	69,993	65,054	60,634	56,648	52,593	48,832	45,003	41,106	37,139	33,100

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分＼年度		平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収益的収支分		14,612	14,561	19,908	18,467	18,560	18,424	18,400	18,840	18,928	19,347	18,061	18,401	18,723
	うち基準内繰入金	2,700	2,666	806	438	116								
	うち基準外繰入金	11,912	11,895	19,102	18,029	18,444	18,424	18,400	18,840	18,928	19,347	18,061	18,401	18,723
資本的収支分		9,295	7,995											
	うち基準内繰入金	3,160	2,718											
	うち基準外繰入金	6,135	5,277											
合計		23,907	22,556	19,908	18,467	18,560	18,424	18,400	18,840	18,928	19,347	18,061	18,401	18,723

（3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

財政計画は、投資計画等を今後50年程度を見通したうえで計画している。麻生地区の整備により、水洗化人口、有収水量、料金収入は増加するが、維持費等の経費も増加するため、料金改定を行う予定である。

＊（1）において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

＊ 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化・最適化に関する具体的な計画はない。
投資の平準化に関する事項	浄化槽の整備については、一般会計からの補助金により、個人で対応するため、投資の費用は発生しない。設備等の更新費用は、修繕費として計上するため、今後も投資費用は発生しない。
民間活力の活用に関する事項 （PPP/PFIなど）	現在のところ、PPP/PFIなど民間活力の活用に関する取組の計画はない。
その他の取組	特になし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	財源確保のため、10年ごとに10％程度の料金改定を見込んでいる。近年では平成26年度に水道及び下水道使用料金の改正を行っており、平成36年度、平成46年度と10年ごとの改正を検討している。
資産活用による収入増加 の取組について	現在のところ、資産活用に関する取組の計画はない。
その他の取組	特になし。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 （包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	施設維持管理業務の一括発注による経費削減等の検討が必要である。
職員給与費に関する事項	水道課の職員数の変動はないと考えられるため、今後も同程度となる。
動力費に関する事項	浄化槽の件数に応じて、費用も変動する。
薬品費に関する事項	浄化槽の件数に応じて、費用も変動するが、費用は維持管理委託料に含まれているため、委託費の中で計上している。今後も同様とする。
修繕費に関する事項	施設の経年化が進むと修繕費の増加が考えられる。日常管理により、修繕費の軽減に努める。
委託費に関する事項	処理施設維持管理の委託料が維持管理費の8割近くを占めているが、今後も必要な業務である。1か所当たりの管理費は変動がないと考えられるため、委託料の削減は困難な状況となっている。
その他の取組	特になし。

5．経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	・毎年度進捗管理（モニタリング）を行い、5年に一度を目安として、見直し（ローリング）を行うこととする。 ・PDCAサイクルを活用し、計画、実施、検証、見直しを継続して行う。 ・各種の経営指標等を活用した同種企業との比較や各関係者からの意見聴取を行い、経営の健全化・効率化に取り組む。